

議案第5号

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部が改正されたことに伴い、償還金規定の見直しがあったため、基山町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正する必要がある。

令和2年3月13日原案可 決